

令和7年度大阪港湾局施設課金属くず等売扱仕様書

本仕様書は、1.に記載する売扱物品の売扱いに関するものである。本売扱契約に関して、公告事項及び本仕様書の内容を熟知し、大阪市契約規則、その他関係法令を遵守すること。

1. 売扱物品及び保管場所

品名	数量	場所、形状
金属くず等	1 山	港区海岸通 3-4-28、有姿のまま（別紙1参照）

※本売扱物件は、別紙保管場所の金属くず等とする。

2. 物品の下見日時及び下見集合場所

（下見の日時）令和8年1月27日（火）

13時～17時

【※下見時間は下見エントリー後に、個別に日程調整を行います】

（下見の場所）大阪市港区海岸通 3-4-28（大阪港湾局2突事務所）

3. 物品の引取期限

令和8年3月2日（月）までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、契約約款に基づき延滞違約金を徴収する。

4. 物品の引取作業及び日程

- 1) 物品の引取については、代金納入後、本市職員の承認を得てから引取作業を行うこと。
また、物品引取後、物品受領書を速やかに提出すること。
- 2) 引取作業及び日程については、事前に本市職員と詳細な打合せを行い、その指示を受けるとともに、指示のあった引取日の前日までに、確認のため、本市職員へ必ず連絡すること。連絡のない場合には、引取を拒否することがある。
- 3) 引取時間は、平日の午前9時30分から午後5時までとする。
- 4) 引取に際しては、契約者が必ず立会すること。なお、立会なき場合は、引取を拒否することがある。
- 5) 引取作業に際しては、安全対策に万全を期すこと。万が一、本市又は第三者に損害等を与えた時は、契約者においてその損害を賠償すること。また、引取作業中に発生した事故等については、全て契約者の責任において処理すること。
- 6) 物品の引取に要する費用等は全て契約者の負担とする。
- 7) 本売扱物件については、全て引取るとともに責任をもって処理し、不法投棄は一切行わないこと。

5. その他

- 1) 本売払契約に関しては、大阪市契約規則、物品売払契約書その他関係法令を守り、本仕様書記載事項を確認のうえ入札を行うこと。

疑義のある場合は必ず入札前にこれをただし、落札決定後の異議申し立ては本仕様書について疑義のある場合は必ず入札前にこれをただし、落札決定後の異議申し立ては一切認めない。

- 2) 契約後においては事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更を一切認めない。
- 3) 本売却契約後の物品の保管については、契約者の責任とし、その物品については災害、盗難などによる事故が発生しても、本市はその責任を一切負わないものとする。
- 4) 契約者の責任に基づく理由により引取を中止した場合は、本市契約規則第40条及び第61条を適用し、契約保証金は本市に帰属するものとする。

6. 事業担当

大阪港湾局 施設管理部 施設課（施設管理） 田上

TEL 06-6572-0010 • FAX 06-6571-2398

売 払 明 細 書

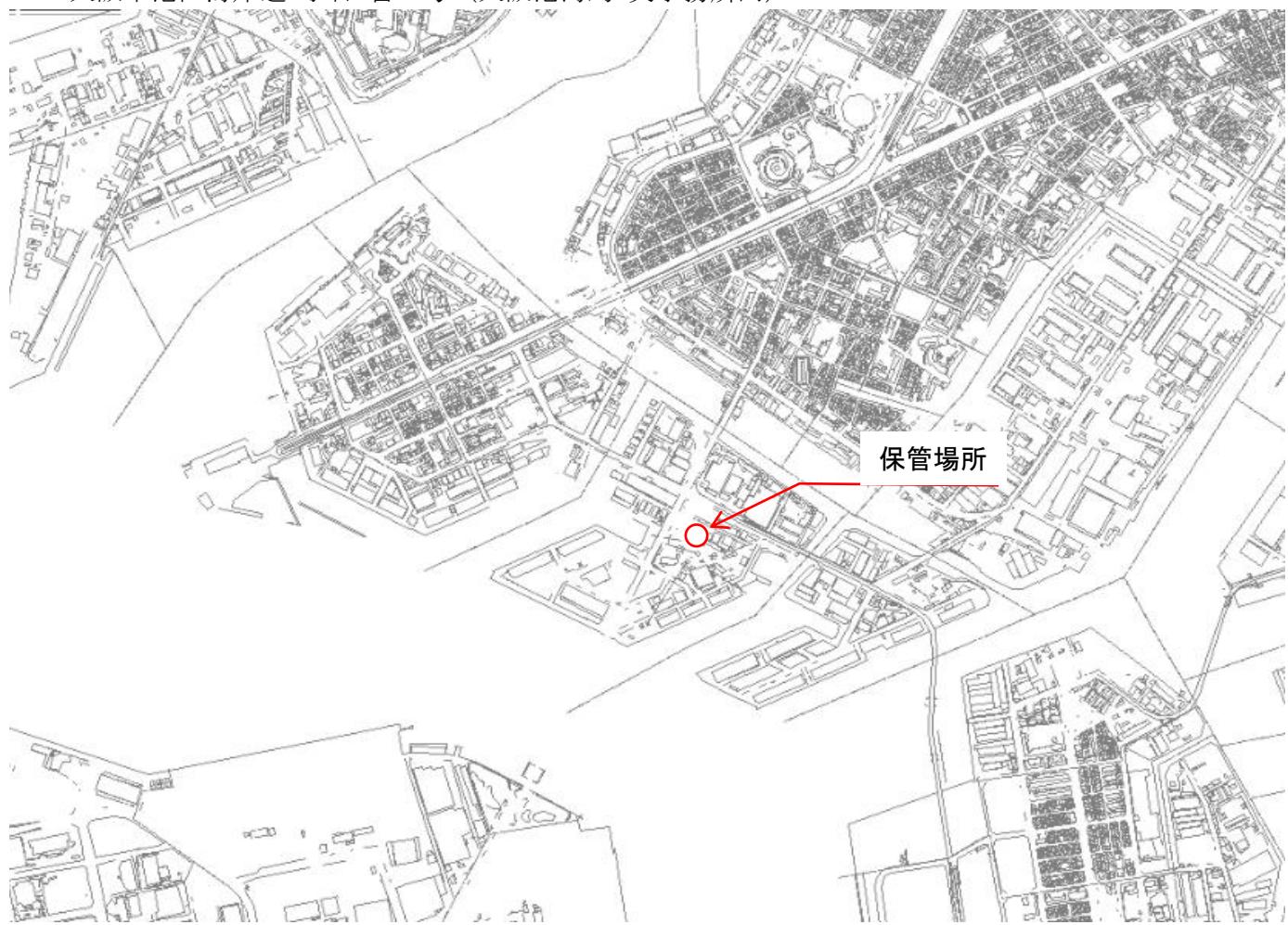
施管 7-1 号

令和7年度大阪港湾局施設課金属くず等売扱

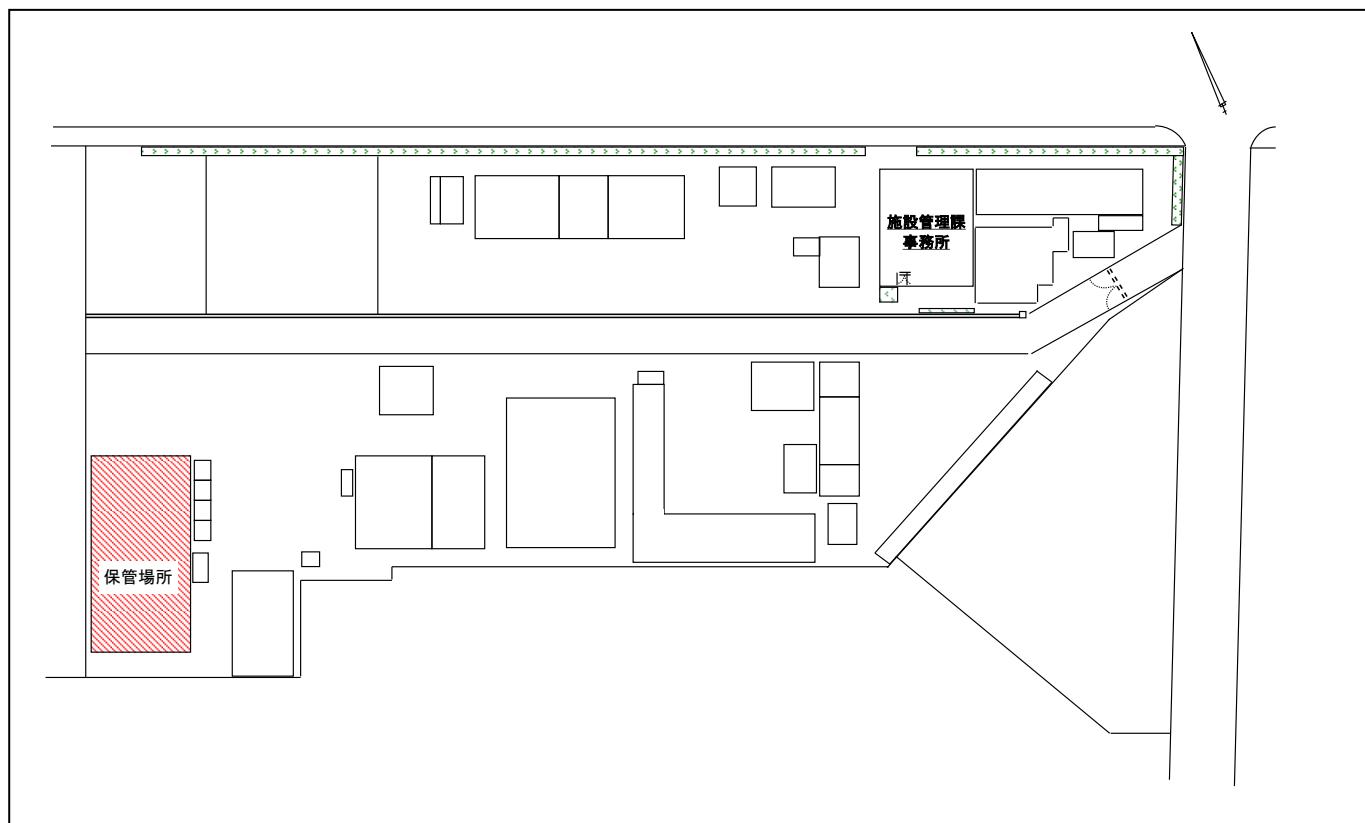
品 名	品質・形状・寸法	数 量	単 価	金 額
金属くず等		1山	円	円
小 計				
消費税相当額				
合 計				

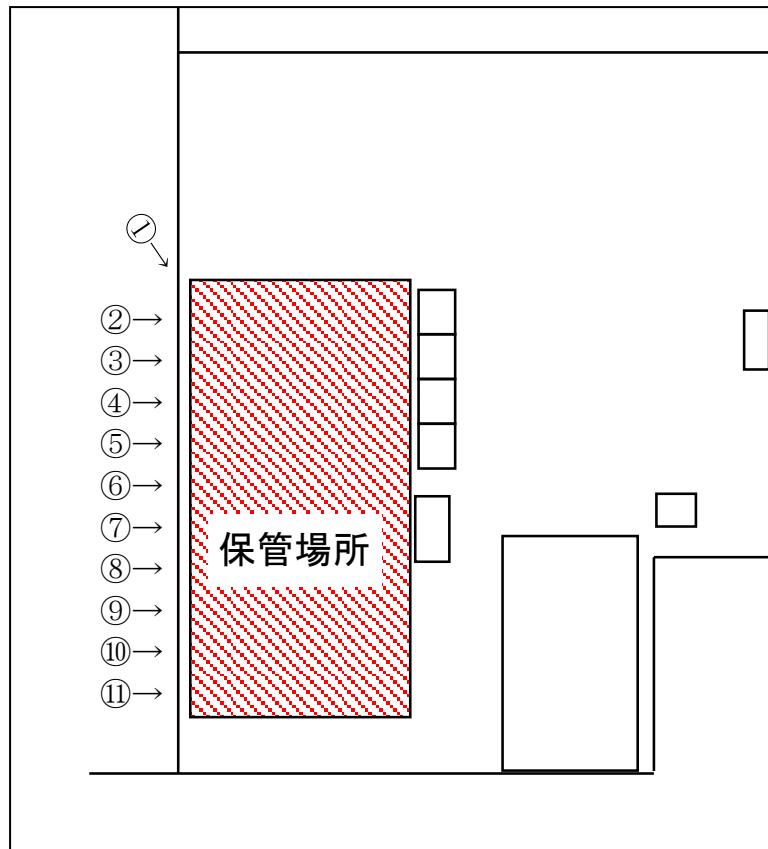
■保管場所

・大阪市港区海岸通3丁目4番28号（大阪港湾局2突事務所内）



・大阪港湾局2突事務所 構内図





■保管状況写真 (R7.10月撮影)

①全景



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



(11)

